

政策会議付議事案書（令和6年10月15日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 和田 安弘

事案名	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第18条において、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするが規定されています。 このことについて、本市では、災害弔慰金等の支給に当たり、自然災害による死亡又は重度障害であるか否かの判定が困難な場合などは、秦野市社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）において意見を聴取することとしています。 近年、全国各地で災害による被害が相次いで発生している状況から、特に能登半島地震による教訓を踏まえ、大規模災害が発生した後、遺族に対して災害弔慰金等を速やかに支給できるように、災害と死因等との関連をより円滑、適切に判断する、医師、弁護士などの有識者で構成する審査委員会を、社会福祉審議会とは別に設置するため、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	昭和48年9月 「災害弔慰金の支給等に関する法律」の公布 昭和49年6月 「秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例」の施行 令和元年6月 迅速な支給決定等に必要な措置を講じるため、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の公布 ⇒調査審議するための合議制機関の設置が市町村の努力義務となる。 社会福祉審議会により調査審議することについて、国から差し支えない旨の回答あり。 令和6年5月以降 審査委員会の設置について検討	
決定等を要する事項	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第18条に規定する災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制の機関を設置すること。また、設置に当たり、次の事項を定めること。 (1) 委員の任期を2年とすること。 (2) 委員の報酬について、医師、弁護士である委員を日額 23,000円、その他の委員を日額 19,000円とすること。ただし、災害弔慰金等の支給に関する個別案件の調査審議以外での会議における報酬額は、日額7,800円とします。 (3) 審査委員会の会議は、原則として、非公開とすること。	

今後の 取扱い	令和6年12月	令和6年12月第4回市議会定例会に条例改正議案を提出
	〃 12月	改正条例の施行、施行規則の改正・施行
	令和7年1月以降	審査委員会委員の選考・委嘱

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

福祉部地域共生推進課

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律及び秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、市民等が災害により死亡したときは、その遺族に災害弔慰金を、災害により負傷又は疾病にかかり障害を負ったときは、本人に災害障害見舞金を支給する制度です。

	災害弔慰金	災害障害見舞金
実施主体	市町村（特別区を含む）	
対象災害	自然災害 ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	
受 給 者	死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母等	対象災害により重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支 給 額	生計維持者死亡 5 0 0 万円 その他の者死亡 2 5 0 万円	生計維持者 2 5 0 万円 その他の者 1 2 5 万円
費用負担	国 2 分の 1、都道府県 4 分の 1、市町村 4 分の 1	

2 条例改正の概要

(1) 災害弔慰金等支給審査委員会の設置

災害による死亡又は重度障害であるか否かの判定が困難な場合などに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関「災害弔慰金等支給審査委員会」の設置について、規定するものです。

(2) 施行期日

公布の日

3 秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の概要

(1) 委員数

5 人以内

(2) 委員の職種

ア 医師・弁護士

イ その他社会福祉等に関する専門的な知識・経験を有する者

(3) 委員の任期

2 年（ただし、再任を妨げない。）

(4) 委員の報酬等

ア 医師、弁護士である委員 日額 23,000 円

イ その他の委員 日額 19,000 円

※ 委員数及び構成職種は条例に定め、報酬は、秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、日額を定めます。

なお、対象となる災害による災害弔慰金等の支給に関する個別案件の調査審議以外での会議における報酬は、日額 7,800 円とします。

(5) 会議の公開・非公開

会議は、原則として、非公開とします。

議案第 号 秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<u>第5章 雑則</u> <u>(災害弔慰金等支給審査委員会)</u> <u>第13条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「審査委員会」という。）を置く。</u> <u>2 審査委員会は、5人以内の委員により組織する。</u> <u>3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>(1) 医師</u> <u>(2) 弁護士</u> <u>(3) その他社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者</u> <u>4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。</u> (委任) <u>第14条 (略)</u>	(委任) <u>第13条 (略)</u>

附 則

(施行規則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号を加える。

- (79) 秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員	医師又は弁護士である委員	日額23,000円
	医師又は弁護士でない委員	日額19,000円

同表備考に次のように加える。

- 4 この表秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会が

対象となる災害による災害弔慰金等の支給に関する個別案件の調査審議以外での会議における同審査委員会の委員の報酬額は、日額 7, 8 0 0 円とする。

別表第 2 区分の欄中「条例第 1 条第 1 号から第 7 8 号まで」を「条例第 1 条第 1 号から第 7 9 号まで」に、「条例第 1 条第 7 9 号」を「条例第 1 条第 8 0 号」に改める。